

# (仮称) 山口県中央消防指令センターシステム調達支援業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用

本仕様書は、山口市（以下「発注者」という。）が実施する（仮称）山口県中央消防指令センターシステム調達支援業務（以下「本業務」という。）を請負人が実施する際の基本的な条件について定めるものとする。

### 2 資料の貸与

- (1) 発注者は、本業務を実施するにあたり、必要と認める資料を請負人に貸与するものとする。
- (2) 請負人は、貸与された図書その他関係資料等（以下「貸与品」という。）の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却するものとする。
- (3) 請負人は、貸与品を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負人の責任と費用において修復するものとする。
- (4) 請負人は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。
- (5) 請負人は、貸与品について、借用品目・数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

### 3 守秘義務

- (1) 請負人は、本業務により知り得た情報について、発注者の許可なく外部に公表してはならない。
- (2) 請負人は、本業務により知り得た発注者や関連事業者に関する機密事項について、適切に管理する体制を確立しなければならない。

### 4 関係法令の遵守

請負人は、業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

### 5 主担当技術者

請負人は、自社に在籍し、過去10年間に請負人の元請業務において、総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱における高機能消防指令センター総合整備事業Ⅱ型以上のシステムの基本及び実施設計若しくは同種業務に従事した経験を有する者を主担当技術者として選任し、発注者に届け出るものとする。

## 6 検査

(1) 発注者は、業務等の検査に先立って請負人に対して検査日を通知するものとし、請負人は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。

なお、検査に要する費用は請負人の負担とする。

(2) 請負人は、業務が完了し検査を受けようとする際は、あらかじめ作成した図書類の整備を全て完了し、発注者に提出していなければならない。

(3) 発注者は、請負人の主担当技術者の立会いの上、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 業務等成果物の検査

イ 業務等状況の検査

業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

## 7 修補

(1) 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、請負人に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

(2) 請負人は、修補の指示を受けた場合、速やかに行わなければならない。

(3) 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。

## 8 再委託

(1) 請負人は、次に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。

ア 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

(2) 請負人は、「業務の主たる部分」以外の再委託に当たっては、あらかじめ書面により申請し、発注者の承諾を得なければならない。

(3) 請負人は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

(4) 請負人は、業務等を再委託した場合、協力者に本業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、協力者の全ての行為について、発注者に対して責任を負わなければならない。

## 9 疑義

本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度発注者と請負人が協議を行い、対応を決定するものとする。

## 10 納品成果物

本業務における成果物は次の各号とおりとし、製本で各4部、電子媒体（CD-R）で4部納入するものとする。

- (1) 要求事項調査書
- (2) 先進技術調査及び有効性評価報告書
- (3) 概算事業費積算書
- (4) システム要求水準検討報告書
- (5) システム設置箇所調査報告書
- (6) 調達仕様書案
- (7) システム参考レイアウト図
- (8) 事業費及び運営費積算書
- (9) R F C意見招請書案
- (10) R F C質疑回答案
- (11) 技術提案実施要領書案
- (12) 技術提案評価基準案
- (13) 技術提案評価に関する検討報告書
- (14) システム要求水準書案
- (15) 打合せ議事録
- (16) その他必要書類

## 11 納入場所

本業務の納入場所は、次のとおりとする。

山口県山口市亀山町2番1号

山口市消防本部通信指令課（消防指令センター準備室）

## 12 納期

本業務の納入期限は、次のとおりとする。

令和5年2月28日（火）

## 第2章 業務概要

### 1 目的

本業務は、山口市、萩市及び防府市が共同で運用する(仮称)山口県央消防指令センターシステム(以下「指令センターシステム」という。)の構築業務(以下「システム構築業務」という。)を行うに当たり、現行システム及び消防通信指令業務の運用状況について調査を行い、課題を抽出し、指令センターシステムを構築する際に必要となる図書類の作成を行うことを目的とする。

### 2 計画準備

- (1) 請負人は、作業に先立ち、貸与資料等により発注者の現状業務運用状況の確認を行うとともに、作業に使用する各種資料の準備を行うものとする。
- (2) 請負人は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面で提出し発注者の承諾を得るものとする。

### 3 システム構築業務要求事項調査

請負人は、システム構築業務への要求事項について、3市に対してヒアリング調査を実施し、その結果をもとに「希望機器構成確認表」「システム詳細要求確認表」等により構成される要求事項調査書を作成するものとする。

### 4 情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価

- (1) 請負人は、指令センターシステムに関する先進技術動向について情報提供依頼(以下「RFI」という。)を実施し、前項において抽出された要求事項の解決策としての有効性の評価を行うものとする。
- (2) RFIを実施する項目については、要求事項調査書により依頼内容の絞り込み(具体化)を図るものとする。
- (3) RFIの実施にあたって請負人は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。
- (4) 有効性評価結果については、要求事項調査書の記載事項と紐付けを行い、取りまとめるものとする。

### 5 概算事業費積算

- (1) 請負人は、要求事項調査結果をもとにシステムメーカー等から見積りを徴収し、予算規模確認用の概算事業費積算を行うものとする。
- (2) 見積は、令和5、6年度実施予定のシステム構築業務について徴収するものとする。
- (3) 概算事業費積算に当たっては、負担割合算出の参考とするため、共同整備部分と個別整備部分を分けて算出を行うものとする。

## 6 システム要求水準検討

- (1) 請負人は、指令センターシステム装置構成案について先進技術調査結果を踏まえ再確認・検討を行うものとする。
- (2) 請負人は、指令センターシステムにおけるハードスペック要求水準について検討を行うものとする。
- (3) 請負人は、要求事項調査書及び先進技術調査結果をもとにシステム機能要求水準の検討を行うものとする。

## 7 システム設置箇所調査

- (1) 請負人は、消防指令センター及び機器の設置に当たって問題が生じる可能性があると考えられる署所等のシステム設置予定場所について調査を行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめるものとする。
- (2) 調査報告書は、システム整備事業者が据付詳細設計を行うための参考資料として調達時の設計図書に添付するものとする。

## 8 調達仕様書案作成

- (1) 請負人は、要求事項調査結果及び要求水準検討結果をもとに、指令センターシステムの調達に必要な調達仕様書案の作成を行うものとする。
- (2) 調達仕様書案には次の項目を記載するものとする。
  - ア 総則
  - イ 共通条件
  - ウ システム構成
  - エ システム要求仕様条件
    - (ア) 機能仕様条件
    - (イ) 構造仕様条件
    - (ウ) 機器仕様条件
  - オ 詳細設計業務条件（システム及び工事）
  - カ 据付、調整(工事)条件
  - キ 契約不適合対応・保守対応条件
- (3) 請負人は、調達仕様書案の提示に当たっては発注者に対して次の事項の説明を必ず行うものとする。
  - ア 請負人が重点とみなす事項
  - イ 要望事項の反映状況
  - ウ 要望が反映されなかった場合についてはその理由
- (4) 請負人は、調達仕様書案の改版における修正履歴の管理を行い、改版時に発注者に提示するものとする。

## 9 システム参考レイアウト図面作成

請負人は、本章7の調査結果等を踏まえた上で、次の図面を作成するものとする。

- (1) 指令管制室、通信機械室、無線機械室等機器参考レイアウト図
- (2) システムネットワーク構成図案

## 10 事業費及び運営費積算

- (1) 請負人は、調達仕様書案の条件に基づき、システムメーカー等から再度見積書を徴収し、システム構築業務の参考価格設定のための事業費積算及び指令システム構築から次期指令システム構築までの運営費積算を行うものとする。

なお、見積徴収業者数については発注者と協議の上、決定するものとする。

- (2) 請負人は、見積徴収に当たってシステムメーカー等に対する依頼書の素案を作成し発注者に提示するものとする。見積依頼は発注者名義により実施する。
- (3) 事業費積算に当たっては、負担割合算出の参考とするため、共同整備部分と個別整備部分を分けて算出を行うものとする。

## 11 意見招請及び回答支援

- (1) 請負人は、発注者が実施する調達仕様書案に関する意見招請（以下「RFC」という。）について意見招請書案の作成を行うものとする。
- (2) 請負人は、発注者が実施するRFCについて質疑に対する回答作成の支援を行うものとする。

## 12 技術提案評価に関する支援

請負人は、発注者と協議の上、指令センターシステムの調達における技術提案依頼項目及び評価基準について、次の資料を作成するものとする。

- (1) 技術提案実施要領書案
- (2) 技術提案評価基準案
- (3) 技術提案評価に関する検討報告書

## 13 システム要求水準書案作成

請負人は、発注者と協議の上、調達仕様書案をベースに前項における検討を反映し、次の各号に掲げる項目で構成する「システム要求水準書」の素案をExcelシートで作成するものとする。

なお、本要求水準書案は、指令センターシステムを調達する際にシステムメーカー等に提示し、回答を記入させることを前提として作成するものとする。

- (1) 装置区分  
調達仕様書案の記載区分による。
- (2) 要求仕様内容

装置区分ごとの機器仕様、機器仕様及び構造仕様について発注仕様書案の記載内容を転記すること。

(3) 要求レベル（重要度）

要求仕様毎の重要度について、本章第6項での検討結果に従い記載する。

(4) 実現方法入力欄

各要求仕様に対する実現方法についてプルダウンにより選択できるようにすること。

ア 標準パッケージ対応

イ カスタマイズ対応

ウ 提案による代替対応

エ 実現不可

(5) 実現方法の補足事項記載欄

提案による代替対応の詳細を記載できるようにすること。

#### 14 打合せ協議

(1) 打合せ協議は、原則月1回以上実施するものとし、実施方法については発注者と請負人が協議し調整するものとする。ただし、発注者が省略できると認める場合はこの限りではない。

(2) 打合せ協議には、主担当技術者若しくは第1章第5項に規定する主担当技術者と同等の業務従事実績を有する担当技術者が必ず出席するものとする。

(3) 請負人は、打合せ協議後速やかに議事録を提出し、議事内容について発注者の承認を受けるものとする。